

# 自転車通学規定

本規定は休日及び長期休業中にも適応されるものである。

本校自転車通学者は以下の内容を遵守すること。

## 1 通学許可条件

(1) 本人名義で防犯登録をしている者

※自転車傷害、賠償保険にも加入しなければならない。

## 2 通学許可までの流れ

(1) 申請

### ①関係書類の提出

「自転車による通学承認願」及び「自転車利用のルールに関しての確認」を保護者同意の上で記入・捺印し、担任を通して生徒指導課（交通係）へ提出すること。

(2) 審査

### ①生徒指導部による通学条件の審査

(3) 自転車車両点検

①自転車の車両点検（ライト、ブレーキ、鍵2つ、ステップ禁止、雨合羽、防犯登録）を行い、所定箇所（後輪泥よけ）にステッカーを貼付。

## 3 通学に使用する自転車の種類と校内における自転車の取り扱い

(1) 通学に使用する自転車は、必要以上にスピードの出る自転車や通学使用にふさわしくないとと思われる自転車については生徒指導部で審議する。

(2) 指定された所定の場所に必ず施錠（2個以上）をし、整頓して置く。

（整頓されていない自転車は指導の対象とする）

## 4 事故防止のため次の項目を守ること

(1) 乗る前には必ず点検し、きちんと整備してから乗る。

(2) 道路の左端を1列縦隊で通行する。

(3) 二人乗りは絶対にしない。

(4) 傘をさしたり、ハンドルや手に物を下げて運転しない。（雨天時は雨合羽を着用すること）

(5) 通学に使用する自転車は、カゴまたは、キャリアー（荷台）を必ず装備しておく。

(6) ケータイ・スマホを使用しながらの運転はしない。

(7) イヤホン、ヘッドホン等をしての運転はしない。

(8) 夜間は必ずライトを点ける。

(9) 通信信号を厳守し、黄色では渡らない。

## 5 防寒着について

(1) 防寒着については、本校規定のコートが望ましいが、その他の物を着用する場合は校舎内に持ち込まないこと。（派手目の防寒具は禁止する）

## 6 その他

(1) 交通違反・事故を起こした者は担任・交通係に届け出ること。